



**処理品目に許可品目外が含まれると**

**【 要 注 意 】**です

**1はじめに**

産廃処理業の許可は、一般廃棄物の許可とは異なり個別品目の許可となっている。そのため産廃処理業許可を取得していても、許可品目以外の品目の運搬・保管・処理を行うと無許可営業として指導を受けます。

その際、行政の判断は一品目でも無許可品目による運搬・保管・処理があれば全ての許可が一律許可取消となる場合がある。

**2具体的事例**

東京都のX処理業者が千葉県内の自社の中間処理工場（ビン、缶、ペットボトルの品目指定の圧縮・梱包・破碎施設）のヤードにおいて許可品目外の廃プラスチック、木くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くずを保管していた事により処分を受けた。

当該会社は、東京都、千葉県において廃プラスチック、木くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くずの**収集運搬業**の許可は取得している。

**3問題点は何か**

同社の中間処理施設は中間処理専用施設であり、別の保管積替え施設の許可は受けていない。許可品目外の産廃物を保管していたことにより無許可営業として許可取消の行政処分を受けた。結果として産廃業（既存の全ての収集運搬業、中間処理業）の廃業を余儀なくされた。

**4致命的盲点はどこにあるか？**

当該会社は、ゼネコンの社員OBを顧問にして熱心な営業活動を行っており、廃棄物処理法上の必要な知識、ポイントは十分に理解していた。

長年の目標であった中間処理施設の確保と処分業の許可を受けた事で社員一丸となって頑張っていた時期にあった。

得意先の排出事業所は都内全域から千葉県内にも進出して行った。排出現場では、ビン・缶・ペットボトルに加えて他の廃プラ類、木くず類、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず類も合わせて積み込まれて来る。

社内的に中間処理施設での受入処理物の限定内容が周知されず、限定許可が認識されず、産廃物の一時保管が可能な施設として誤解されていたのではないかと？

**5.許可品目外の物の取扱い**

産廃物はほとんどが混合物状態で収集運搬されて来るのが通常です。

中間処理施設の担当は、限定内容を社内や運転手に徹底する責任があった。

確かに産廃物は収集運搬時には混合状態であっても、処分施設では混合状態でそのまま荷下ろしするのではなく、荷下ろし時の選別処理と、許可品目外は別途施設への搬入などの作業をしていれば許可取り消しには至らなかった。

**6.許可品目外の取扱いの注意点**

産廃物が混合状態で収集運搬・搬入されてくる点に着目すれば、中間処理施設に併設して中間処理対象物以外の品目の保管積替え施設の許可を取得しておく事が重要。

一般的には中間処理施設と保管積替え施設の併設の許可は認められていない。

しかしながら、中間処理施設と保管積み替え施設の取扱いの品目を別々に分離すれば、許可取得は可能です。廃棄物処理法上の問題はない。

**7.まとめ**

過去の行政処分では、不注意とか認識不足による廃掃法違反として許可取り消しとなった事例が少なく無い。

添付のチラシ「一つでも心当たりがあればイエローカードが出される恐れがあります」に注目してください。